

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月1日

【会社名】 ジーエット株式会社  
(旧会社名 株式会社マックハウス)

【英訳名】 Gyet Co., Ltd.  
(旧英訳名 MAC HOUSE CO.,LTD.)  
(注) 2025年9月17日開催の臨時株主総会の決議により、2025年9月18日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石野 孝司

【本店の所在の場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括本部長 小林 大介

【最寄りの連絡場所】 東京都杉並区梅里一丁目7番7号

【電話番号】 03 - 3316 - 1911

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括本部長 小林 大介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)  
その他の者に対する割当 922,000,000円  
(第12回新株予約権証券)  
その他の者に対する割当 3,066円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 613,203,066円  
(注) 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、有価証券届出書提出日現在の見込額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月30日開催の臨時株主総会において、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合を割当予定先とする第三者割当による新株式の発行及びEVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を割当予定先とする第三者割当による第12回新株予約権の発行等に係る議案が承認されたこと、及び、新株式の発行に関して、東京証券取引所におけるオルトプラス株式会社の普通株式の2026年3月30日の終値が確定し、現物出資される同社株式の数及び価額が確定したことに伴い、2026年2月24日に提出した有価証券届出書、同年2月25日、同年2月26日、同年3月13日に提出した当該有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

- 1．新規発行株式
- 2．株式募集の方法及び条件
- 4．新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)

### 第三部【追完情報】

- 1．事業等のリスクについて
- 2．臨時報告書の提出
- 3．資本金の増減

（添付書類の追加）

2026年3月30日開催の臨時株主総会議事録（抄本）

（添付書類の差替え）

2026年3月30日開催の臨時株主総会において定款の一部を変更したことに伴い、有価証券届出書に添付していた定款を、当該変更後の定款に差し替えます。

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

（訂正前）

（中略）

- （注）1．本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本株式第三者割当」といい、本株式第三者割当により発行される新株式を「本新株式」といいます。)については、2026年2月24日開催の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、2026年3月30日開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本新株式及び第12回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本新株式、本新株予約権及び第1回無担保社債(私募債)(以下「本社債」といいます。)に係る募集を総称して「本第三者割当」といいます。)及び大規模な希薄化及び支配株主の異動を伴う第三者割当に関する議案並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となります。なお、本新株式の発行は、有利発行(本新株式の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ることといたしました。

（後略）

（訂正後）

（中略）

- （注）1．本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本株式第三者割当」といい、本株式第三者割当により発行される新株式を「本新株式」といいます。)については、2026年2月24日開催の当社取締役会において発行を決議しており、その発行については、2026年3月30日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、本新株式及び第12回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下、本新株式、本新株予約権及び第1回無担保社債(私募債)(以下「本社債」といいます。)に係る募集を総称して「本第三者割当」といいます。)及び大規模な希薄化及び支配株主の異動を伴う第三者割当に関する議案並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となっておりましたが、本臨時株主総会において、当該議案はいずれも承認されております。なお、本新株式の発行は、有利発行(本新株式の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ております。

（後略）

### 2 【株式募集の方法及び条件】

（訂正前）

（中略）

- （注）1．第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額を金銭以外の財産の現物出資による方法により割り当てます。
- 2．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は461,000,000円であります。
- 3．金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容及び価額  
本株式第三者割当の割当予定先であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合(以下「株式割当予定先」又は「Gファンド」といいます。)が保有する株式会社オルトプラス(以下「オルトプラス」といいます。)の普通株式(以下「オルトプラス株式」といいます。)を現物出資財産とします。オルトプラス株式1株あたりの価額は、2026年3月30日(本臨時株主総会の決議日)の東京証券取引所におけるオルトプラス株式の終値(同日にオルトプラス普通株式の売買取引がない場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)とし(かかる終値又は売買取引の成立価格を以下「基準市場価格」といいます。)、株式割当予定先の払込金額の合計を基準市場価格で除した株式数(100株未満を切り上げる。)の株式割当予定先が保有するオルトプラス株式が現物出資されます。株式割当予定先が保有するオルトプラス株式の数を超える現物出資は行われません。

（後略）

(訂正後)

(中略)

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額を金銭以外の財産の現物出資による方法により割り当てます。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額は461,000,000円であります。
3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容及び価額  
本株式第三者割当の割当予定先であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合(以下「株式割当予定先」又は「Gファンド」といいます。)が保有する株式会社オルトプラス(以下「オルトプラス」といいます。)の普通株式(以下「オルトプラス株式」といいます。)を現物出資財産とします。オルトプラス株式1株あたりの価額は、2026年3月30日(本臨時株主総会の決議日)の東京証券取引所におけるオルトプラス株式の終値である43円とし、株式割当予定先の払込金額の合計を43円で除した株式数(100株未満を切り上げる。)である21,441,900株の株式割当予定先が保有するオルトプラス株式が現物出資されます。

(後略)

#### 4【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

(訂正前)

##### (1)【募集の条件】

(中略)

- (注) 1. 本新株予約権については、2026年2月24日開催の当社取締役会において発行を決議しておりますが、その発行については、本臨時株主総会において、本第三者割当及び大規模な希薄化に関する議案並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となります。なお、本新株予約権の発行は、有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ることといたしました。

(中略)

##### (2)【新株予約権の内容等】

(中略)

&lt;本新株式&gt;

当社は、株式割当予定先が保有するオルトプラス株式の現物出資を受け、株式割当予定先に対して本新株式を発行します。

オルトプラス株式1株あたりの価額は、基準市場価格、すなわち、本臨時株主総会の決議日である2026年3月30日の東京証券取引所におけるオルトプラス株式の終値(同日にオルトプラス普通株式の売買取引がない場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格)とし、株式割当予定先の払込金額の合計を基準市場価格で除した株式数(100株未満を切り上げる。)のオルトプラス株式が現物出資されます。

(中略)

&lt;本社債&gt;

当社は、本新株予約権の発行と同時に新株予約権割当予定先であるEVO FUNDに対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額300,000,000円の社債(本社債)を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本新株予約権及び本社債を同時に発行することを決議いたしました。なお、本社債につきましては、2026年2月24日開催の取締役会の決議及び本臨時株主総会の決議に基づき、本新株予約権が発行されていることが払込の前提条件となっております。

(訂正後)

##### (1)【募集の条件】

(中略)

- (注) 1. 本新株予約権については、2026年2月24日開催の当社取締役会において発行を決議しており、その発行については、本臨時株主総会において、本第三者割当及び大規模な希薄化に関する議案並びに当社定款の変更(発行可能株式総数の増加)について承認を受けることなどが条件となっておりますが、本臨時株主総会において、当該議案はいずれも承認されております。なお、本新株予約権の発行は、有利発行(本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。)に該当するものと判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認(特別決議)を得ております。

(中略)

(2) 【新株予約権の内容等】

（中略）

<本新株式>

当社は、株式割当予定先が保有するオルトプラス株式の現物出資を受け、株式割当予定先に対して本新株式を発行します。

オルトプラス株式1株あたりの価額は、基準市場価格、すなわち、本臨時株主総会の決議日である2026年3月30日の東京証券取引所におけるオルトプラス株式の終値である43円とし、株式割当予定先の払込金額の合計を43円で除した株式数（100株未満を切り上げる。）である21,441,900株のオルトプラス株式が現物出資されます。

（中略）

<本社債>

当社は、本新株予約権の発行と同時に新株予約権割当予定先であるEVO FUNDに対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額300,000,000円の社債（本社債）を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本新株予約権及び本社債を同時に発行することを決議いたしました。なお、本社債につきましては、2026年2月24日開催の取締役会の決議及び本臨時株主総会の決議に基づき、本新株予約権が発行されていることが払込の前提条件となっておりますが、本臨時株主総会において、本新株予約権の発行は承認されております。

（後略）

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期、提出日2025年5月22日）及び半期報告書（第36期中、提出日2025年10月10日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更及び追加すべき事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月13日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期、提出日2025年5月22日）及び半期報告書（第36期中、提出日2025年10月10日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月1日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更及び追加すべき事由はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月1日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第35期有価証券報告書の提出日（2025年5月22日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（後略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第35期有価証券報告書の提出日（2025年5月22日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月1日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（中略）

(追加)

(2026年3月31日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2026年3月30日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## (1) 株主総会が開催された年月日

2026年3月30日

## (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

第3号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	128,748	7,385	-	(注)	可決 94.57
第2号議案 第三者割当による募 集株式発行の件	127,632	8,501	-	(注)	可決 93.75
第3号議案 第三者割当による新 株予約権発行の件	127,636	8,497	-	(注)	可決 93.75

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年3月31日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、2026年2月24日の当社取締役会において、G Future Fund 1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当による当社普通株式の発行（以下「本株式第三者割当」といいます。）を実施することを決議していましたが、2026年3月31日に本第三者割当に係る払込みが完了したことに伴い、当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1. 親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

(新たに親会社となるもの)

## G Future Fund 1号投資事業有限責任組合

名称	G Future Fund 1号投資事業有限責任組合
住所	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
代表者の氏名	無限責任組合員 トラストアップ株式会社 代表取締役 鈴江 正幸
出資の額	30億円
事業内容	株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有、株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は企業組合の持分の取得及び保有、株式を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業、業務上の余裕金の運用

## トラストアップ株式会社

名称	トラストアップ株式会社
住所	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
代表者の氏名	代表取締役 鈴江 正幸
出資の額	20百万
事業内容	投資事業組合、投資事業有限責任組合及び匿名組合財産の運用及び管理、経営コンサルティング、不動産事業

(2) 当該異動の前後における当社の親会社の所有に係る当社の議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

## G Future Fund 1号投資事業有限責任組合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (2025年8月31日現在)	93,898個	37.35%
異動後 (2026年3月31日現在)	554,898個	77.89%

## トラストアップ株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (2025年8月31日現在)	93,898個 (うち間接所有93,898個)	37.35% (うち間接所有37.35%)
異動後 (2026年3月31日現在)	554,898個 (うち間接所有554,898個)	77.89% (うち間接所有77.89%)

- (注) 1 異動前の「総株主等の議決権に対する割合」は、2025年8月31日現在の総議決権数（251,372個）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。ただし、トラストアップ株式会社が2026年1月7日に提出した変更報告書No. 3（報告義務発生日2025年12月26日現在）に記載された株式数により算出しております。
- (注) 2 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2025年8月31日現在の総議決権数（251,372個）に、本第三者割当の募集株式の数に係る議決権（461,000個）を加えた議決権数に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）です。なお、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を割当先とする新株予約権がすべて行使された場合に発行される株式に係る議決権数（306,600個）を更に加えた議決権数に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入）は54.22%となります。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

当社は、2026年2月24日開催の取締役会において、本第三者割当を実施することを決議していましたが、2026年3月31日に本第三者割当に係る払込みが完了したことに伴い、同日、本第三者割当の割当先であるG Future Fund 1号投資事業有限責任組合及びその無限責任組合員であるトラストアップ株式会社は当社の親会社となりました。

当該異動の年月日

2026年3月31日

3. 資本金の増減

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期、提出日2025年5月22日）の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年3月13日）までの間に、次のとおり資本金が増加しております。

(後略)

(訂正後)

3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第35期、提出日2025年5月22日）の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2026年4月1日）までの間に、次のとおり資本金が増加しております。但し、2026年3月31日の新株式の発行による発行済株式総数及び資本金の増加は含んでおりません。

(後略)